



熊本県公報

第 1 2 7 9 3 号
平成 31 年(2019 年)
1 月 25 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 1
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 1
- 個人県民税の控除対象寄附金の指定…………… (税務課) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更…………… (市町村課) 2

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 熊本都市計画地区計画(益城町福富地区計画)の決定…………… (都市計画課) 4
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部会計課) 5
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る一般競争入札の実施…………… (") 5
- 全長 1 5 センチメートル以下のマダイの採捕禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 9
- しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止…………… (") 9
- 平成 3 0 年度(2 0 1 8 年度)熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会(第 2 回)の開催…………… (後発医薬品安心使用・啓発協議会) 9
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (個人情報保護制度審議会) 10
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (環境審議会) 10

告 示

熊本県告示第 4 9 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 8 号)第 1 8 条の 7 第 1 項の変更の認定をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 1 8 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示する。
平成 3 1 年(2 0 1 9 年)1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一般社団法人熊本県猟友会
熊本市東区錦ヶ丘 5 - 2 7
上野 誠実

熊本県告示第 5 0 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号)第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 3 1 年(2 0 1 9 年)1 月 1 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。
平成 3 1 年(2 0 1 9 年)1 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	煩惱チン貸住宅	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
	淫らな我が家(オーピー)	
	家庭教師の濃厚口技 教え上手に(新日本映像)	
	変態家族 碧い海に抱かれて(オーピー)	
	痴女の熟尻 やりたがり(新日本映像)	
美熟セックス 母たちの秘密(新東宝映画)		

	<p>おっとり姉さん 恥骨で誘う (オーピー) 隣人妻たちの性狩 しとめたい (新日本映像) 闇に抱かれて (新日本映像)</p>	
--	---	--

熊本県告示第51号

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第30条第1項第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の5第5項の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 平成31年(2019年)1月16日
- 2 控除対象寄附金の名称
 - (1) 独立行政法人国立病院機構熊本医療センターに対する寄付金
 - (2) 独立行政法人国立病院機構熊本南病院に対する寄付金
 - (3) 独立行政法人国立病院機構菊池病院に対する寄付金
 - (4) 独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院に対する寄付金
- 3 寄附金募集者の名称 独立行政法人国立病院機構
- 4 寄附金募集者の代表者の氏名 理事長 楠岡 英雄
- 5 寄附金募集者の主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘二丁目5-21
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成31年(2019年)1月1日から平成35年(2023年)12月31日まで

熊本県告示第52号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮園1地区(大規模)(追加)

上益城郡益城町大字宮園字居屋敷539番1、539番2、539番3、539番4、540番1、540番2、540番3、541番1、541番3、541番4、541番5、541番6、541番7、541番8、541番9、541番10、541番11、541番12、541番13、542番、542番1、543番、543番1、543番2、596番2、596番3、594番1、594番2、594番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、594番3、594番4、594番5

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第53号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字里道2677番1、2681番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第54号

平成30年(2018年)12月27日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成31年(2019年)1月18日付けでこれを許可した。

平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第46号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
土地改良施設の災害復旧	深迫地区(ため池)	平成30年(2018年)3月26日	平成30年(2018年)11月16日	熊本県

熊本県公告第47号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成31年(2019年)1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山内 健次	阿蘇市内牧2043番地
理事	湯浅 正司	阿蘇市山田428番地
理事	後藤 光昭	阿蘇市小倉993番地2
理事	村上 利博	阿蘇市小池520番地
理事	北里 孝徳	阿蘇市小野田886番地2
理事	横田 達夫	阿蘇市内牧129番地6
理事	大倉 富広	阿蘇市小里115番地1
理事	高宮 光明	阿蘇市西湯浦197番地
理事	村岡 末雄	阿蘇市三久保866番地3
理事	佐藤 哲治	阿蘇市狩尾382番地
理事	草尾 和幸	阿蘇市狩尾540番地
理事	柳川 栄一	阿蘇市跡ヶ瀬256番地
理事	岡田 政敏	阿蘇市赤水752番地1
理事	古嶋 孝志	阿蘇市永草2843番地
理事	日田 秀喜	阿蘇市赤水1024番地
理事	村上 清元	阿蘇市役犬原1073番地
理事	森下 英徳	阿蘇市役犬原145番地3
理事	渡辺 政継	阿蘇市西町688番地
理事	山崎 重幸	阿蘇市蔵原673番地
理事	谷崎 利浩	阿蘇市黒川1600番地
理事	田代 洋一郎	阿蘇市黒川197番地
理事	園田 今朝時	阿蘇市黒川526番地80
理事	本田 二男	阿蘇市乙姫1304番地
監事	橋本 保徳	阿蘇市永草1681番地1
監事	北里 五男	阿蘇市小野田844番地
監事	小山 忠男	阿蘇市三久保467番地
監事	宮本 和誠	阿蘇市黒川76番地
就任		
理事	本田 二男	阿蘇市乙姫1304番地
理事	古嶋 孝志	阿蘇市永草2843番地
理事	井野 耕児	阿蘇市山田1614番地
理事	宮崎 幹夫	阿蘇市小倉1024番地

理事	岩永 裕一郎	阿蘇市黒流町435番地1
理事	志賀 謙三	阿蘇市小野田1116番地
理事	木村 広典	阿蘇市内牧28番地
理事	伊藤 健司	阿蘇市湯浦638番地3
理事	伊藤 正之	阿蘇市三久保507番地1
理事	山内 健次	阿蘇市内牧2043番地
理事	佐藤 哲治	阿蘇市狩尾382番地
理事	五嶋 義行	阿蘇市狩尾1221番地
理事	山内 健市	阿蘇市的石603番地
理事	日田 和哉	阿蘇市赤水1033番地2
理事	田口 一志	阿蘇市車帰451番地
理事	村上 清元	阿蘇市役犬原1073番地
理事	荒木 英勝	阿蘇市竹原396番地
理事	小野 邦博	阿蘇市蔵原1053番地
理事	宮岡 行徳	阿蘇市黒川53番地
理事	佐藤 保	阿蘇市黒川1676番地
理事	宮本 和誠	阿蘇市黒川76番地
理事	西岡 光俊	阿蘇市黒川807番地714
監事	高宮 浩一	阿蘇市湯浦680番地
監事	大倉 幸也	阿蘇市山田671番地
監事	園田 賢臣	阿蘇市狩尾992番地2
監事	工藤 宏美	阿蘇市役犬原307番地

熊本県公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成31年（2019年）1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字花園5081番9、同5083番1及び同5085番2
498.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋209番地21
丸山 さき子

熊本県公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町福富地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成31年（2019年）1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第50号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成31年（2019年）1月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1412号	混合有機質肥料	混合有機質肥料4号	窒素全量： 5.0 りん酸全量： 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成37年（2025年）2月5日

登載依頼

熊本県警察本部告示4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年（2019年）1月25日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成31年（2019年）2月1日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年（2021年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年（2020年）10月1日から平成32年（2020年）11月30日（熊本県の休日等を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第11号

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月25日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
 - (2) 使用予定電力量（2年間）
13,625,933 kWh
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係（熊本県庁警察棟2階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (5) 調達物品の内容
高圧電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
平成31年（2019年）4月1日（月）から平成33年（2021年）3月31日（水）まで
 - (7) 供給場所
仕様書に示す「供給場所一覧」のとおり
 - (8) 契約の種類

加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
 るとき。
 ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除
 条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事
 務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長そ
 の他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
 参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴
 力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること
 の確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(3)に係る二酸化炭素排出係数の確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 2(7)に係る役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つの
 ファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる
 書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを
 超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の
 目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウ
 に掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参
 により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出され
 た競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
 (1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に
 限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年（2019年）2月12日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）2月1
 2日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説
 明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日か
 ら平成31年（2019年）3月7日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年
 （2019年）3月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札するこ
 と。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成31年（2019年）3月7日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入
 札書及び委任状）、及び入札説明書に示す内訳書及び施設毎内訳明細書を(ア)の日
 時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、
 平成31年（2019年）3月6日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ
 書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封
 筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達
 物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中には入札書、内訳書及び施設毎内訳明
 細書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒に「再入札書」と
 朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書、内訳書及び
 施設毎内訳明細書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入
 札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送によ
 り入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に

関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 カ 有効な内訳書及び施設毎内訳明細書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
 - (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び使用予定電力量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号(3号を除く。)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県警務部会計課施設管理室財・管理係
 電話番号 096-381-0110(内線2263)
 ファックス番号 096-381-9341
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity for two years about 13,625,933kWh (kilowatt-hour) to be used for Buildings which Kumamoto Police Headquarters manages
- (2) Date and Place for tender
Date: March 7th, 2019, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters, Police Administration Department,
Property Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110 (Ext. 2263)
- (4) Other (その他)
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

天草不知火海区漁業調整委員会指示第175号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年（2019年）1月25日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成31年（2019年）2月1日から平成33年（2021年）1月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第176号

しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年（2019年）1月25日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

6月1日から10月31日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

平成31年（2019年）2月1日から平成33年（2021年）1月31日までとする。

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成31年（2019年）1月25日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

1 開催日時

平成31年（2019年）2月27日（水）

午後3時から午後5時まで

2 開催場所

熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）

3 議題

(1) 後発医薬品に関する報告事項について

- (2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
 (3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
 電話 096-333-2242（内線7165）

熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成31年（2019年）1月25日

熊本県個人情報保護制度審議会長

- 1 日時
 平成31年（2019年）2月1日（金）
 午後1時30分から午後3時30分まで（予定）
- 2 会場
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館13階展望会議室
- 3 議事概要
 (1) 個人情報保護制度審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会の統合並びにそれに伴う新条例の制定について（諮問）
 (2) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員
 5人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
 （電話096-333-2068）

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成31年（2019年）1月25日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 1 開催日時
 平成31年（2019年）1月31日（木）
 午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
 ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム
- 3 議題
 平成31年度（2019年度）熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
 その他
- 4 傍聴者の定員
 10名
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境審議会水保全部会事務局
 （熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話096-333-2271）